

# 浜田 会議所だより



HAMADA CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY



北前船寄港地  
外ノ浦  
伝統芸能  
石見神楽



地域経済盛り上げのため英知を結集

## 令和4年新春互礼会を開催



出席者を前に新春あいさつを述べる榎山会頭

令和4年1月11日(火)、浜田ワシントンホテルプラザにおいて新春互礼会を開催しました。当日は来賓として8名の方にご臨席賜り、45名の役員・議員の皆様にご出席いただきました。

冒頭、榎山会頭は「厳しい状況の中、あらゆる手立てを打ち、少しでも地域に貢献できるよう皆様の協力をお願いしたい」と力強く訴えられました。

なお、本互礼会は感染症予防策を講じた設営とし、予定していた懇親会は見送り、ハイブリッドウインドオーケストラからオーボエ奏者の鎌田氏・チューバ奏者の小畑氏を招き演奏会を行いました。

本年も役員・議員の皆様をはじめ、会員の皆様には昨年と変わらぬご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 1 P 新春互礼会
- 2 P 飲食店等への営業時間短縮等の要請協力金
- 3 P 知事要望の回答
- 4 P 事業復活支援金

- 5 P 青年部だより
- 6 P 日韓食文化交流会・国の教育ローン
- 7 P 税務署からのお知らせ
- 8 P 小規模企業共済、ご相談は会議所へ、相談会

# 飲食店等への営業時間短縮等の要請協力金

令和4年1月25日、改正特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の決定により、島根県からの要請にご協力いただいた店舗には協力金が支給されます。



支給金額算定等の詳細は  
島根県 HP からご確認ください

## 申請手続き

<受付期間> **令和4年2月21日(月)～令和4年3月22日(火)**

<申請方法> 郵送または電子申請で、申請書と添付書類を提出

## 支給要件

対象店舗であること、通常の営業終了時間が20時を超えていること、全ての要請期間に協力すること、感染防止対策を実施していること、所定の張り紙を店舗内外に掲示すること、協力金支給後に店名情報の公表に同意すること 等

## 必要書類

- 申請書、誓約書、店舗ごとの協力金計算書
- 代表者の本人確認書類
- 協力金振込先口座の分かる通帳等の写し
- 飲食業売上高等の確認書類
- 飲食店又は喫茶店の営業許可書の写し
- 通常の営業時間が分かる書類
- 感染防止対策の実施等が分かる店舗の外観・内覧写真

## 《問い合わせ先》

○島根県飲食店等時短要請協力金について **【島根県飲食店等時短要請協力金事務局】** 0570-050-215

### ○石見神楽の認知度向上について

#### 【要望】

日本遺産に認定された石見神楽は、島根県西部4市5町で継承されている伝統芸能で当地域を代表する観光資源の一つである。

石見神楽の学術的な保存、伝統芸能の伝承及び全国に向けて発信していくためには、定期的な公演や認知度を高める施設の建設についてご検討をお願いする。

石見神楽の認知度向上による石見地域への誘客促進については、首都圏及び令和7年の大阪・関西万博を見据えた関西圏でのプロモーション・誘客対策を強化されるようお願いする。

#### 【回答】

石見神楽に関する施設の建設については、国の補助金等の活用や、既存の公演施設の有効活用など、まずは地元においてご検討ください。

石見神楽の認知度向上による誘客推進については、県も参画する石見観光振興協議会を中心に、パンフレットやホームページ等により認知度向上に取り組んでいます。

首都圏及び大阪・関西万博を見据えた関西圏でのプロモーションや誘致対策については、新型コロナウイルスの感染状況等を見極めながら実施してまいります。

令和3年9月6日(月)、松江市内で島根県知事を囲む要望懇談会を開催し、島根県商工会議所連合会として、県内8つの商工会議所の要望事項を取りまとめ要望書を県知事に提出しました。

これに対し、県より回答がありましたので浜田市に關係する項目について次のとおり報告します。

※全体の要望事項については会報10月号に詳細を掲載しています。

### ○重要港湾浜田港の機能充実について

#### 【要望】

日本海側拠点港の浜田港は、県内唯一の国際貿易港として重要な役割を担っている。

近年、取扱貨物の変化と輸送の効率化により大型船での貨物輸送が増えてきており、大型化する貨物船及びクルーズ船へ対応した港湾機能の強化を図られるとともに施行中の新北防波堤について、引き続き早期の事業推進をお願いしたい。

#### 【回答】

船舶大型化への対応については、先般、浜田市長からコンテナ船の大型化に対応する岸壁等港湾機能の強化について要望を受けたところです。引き続き、国に対して整備推進するよう要望していきます。

新北防波堤については、国の直轄事業で継続して施行中であり、早期完成に向け、整備促進を引き続き国に要望していきます。

### ○浜田漁港の機能充実と水産業の振興について

#### 【要望】

特定第三漁港に指定されている浜田漁港は、7号・4号荷捌き所の高度衛生化事業が段階的に進められており、荷捌き所の機能充実と事業の計画的な促進について引き続きお願いしたい。

浜田漁港の水揚げは気候変動による出漁回数減少や漁場の不形成、生産者の減少等により、直近の2年間で約20億円減少する危機的状況にある。

新たな生産者確保のための財政支援や地元外漁船の入港誘致等について格段のご支援をお願いする。

#### 【回答】

浜田漁港の高度衛生化事業については、7号荷捌き所が昨年8月に整備、供用開始しました。4号荷捌き所についても、今年度から関連する岸壁等の整備に着手しており、今後も浜田市と工事間調整するなど連携しながら

早期完成を目指します。

また、島根県では、令和2年度に農林水産基本計画を策定し、新規就業者の確保・育成と漁業の生産性の向上を推進しているところであり、国事業等を活用して高性能漁船を導入するなど浜田市とも連携しながら水産業の振興に努めてまいります。

### ○島根県浜田沖合の石油・天然ガスの資源開発促進について

#### 【要望】

平成28年度に島根県浜田の沖合において、国が基礎試験事業を実施され、ガスが存在する可能性が確認された。今後のさらなる資源開発は、島根県の経済活性化に大きく寄与する。

浜田沖の試掘権を保有している事業者に対しては浜田港を活用し、掘削活動を継続することやガスの精製基地を浜田港周辺用地に整備することについて、県と浜田市が一体となった関係機関への働きかけをお願いしたい。

#### 【回答】

これまでも、浜田市が国へ要請する際には、県も同行するなど、連携・協調して取り組んでいるところです。今後も、国等の動向を注視しながら、県としてのような協力ができるか考えていきます。

### ○矢原川ダムの事業推進について

#### 【要望】

矢原川ダムの建設は過去の度重なる大災害を教訓として、浜田市三隅町市街地から矢原川沿川地域までを洪水氾濫から守る。ダム建設は地域住民の安心・安全を確保するとともに、波及効果も含めて地域に大きな経済効果をもたらすため、地域の振興と活性化に重要な役割を果たすため、早期完了に向け、引き続き格別の事業推進をお願いしたい。

#### 【回答】

今年度から、付け替え道路工事に着手しております。引き続き、事業推進に取り組んでまいります。

### ○浜田自動車道における4号線等の整備について

#### 【要望】

高速道路における安全・安心基本計画に基づき、浜田自動車道（瑞穂IC〜金城PASIC）が4車線化の優先整備区間として選定されています。暫定の車線確保が困難であり、スタップ車両を原因とする長時間の通行止めが発生することから、信頼性を確保するため4車線化等の整備について格別のご高配をお願いしたい。

#### 【回答】

今年度、安来道路の一部区間が県内初めて4車線化の事業化が行われたところです。県としては、浜田自動車道をはじめとした残る4車線化優先整備区間について、早期の事業化を国等に要望していきます。

### ○石央物流団地の規模拡張について

#### 【要望】

石央物流団地の規模は約25ヘクタールで、全40区画は開設当初にほぼ完売し、新たな企業進出に対応できていないことが課題である。

物流基盤整備が進められる中で、山陰道の開通と島根県西部の産業振興及び経済発展を見据えた対策として更なる機能強化を図るため、既存団地と同規模の拡張について島根県の支援をお願いしたい。

#### 【回答】

物流の形態も多様であり、事業者の規模も様々であることから、運送事業者にとって、物流の効率化の取組はそれぞれ異なっています。

運送事業者の経営戦略の中で、1か所に集まることが更なる効率化につながると考えられるのであれば、まずは、そうした運送事業者が連携して、拠点の場所や規模、その整備手法を検討されることが必要だと考えます。

そうして運送事業者の声を踏まえて、地元自治体や経済団体と地域の産業振興施策として、まずはご検討いただきたい。



中小法人・個人事業者のための

# 事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

## 申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

## 給付対象

**①と②を満たす 中小法人・個人事業者が給付対象** となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して**50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者**

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

## 給付額

中小法人等 **上限最大250万円** 個人事業者等 **上限最大50万円** を支給します。

給付額 **基準期間<sup>※1</sup>の売上高－対象月の売上高×5か月分**

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

## 給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 <sup>※2</sup> 1億円以下	年間売上高 <sup>※2</sup> 1億円超～5億円以下	年間売上高 <sup>※2</sup> 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

## 新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合には給付対象とはなりません



実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。



売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。



要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

## 相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

**0120-789-140**

(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご利用ください。

IP電話専用回線 **03-6834-7593** 受付時間 **8:30-19:00**  
(土日・祝日含む)

## ホームページ



事業復活支援金 検索

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

⚠ 不正受給は犯罪です！

# SEINENBUxDAYORI

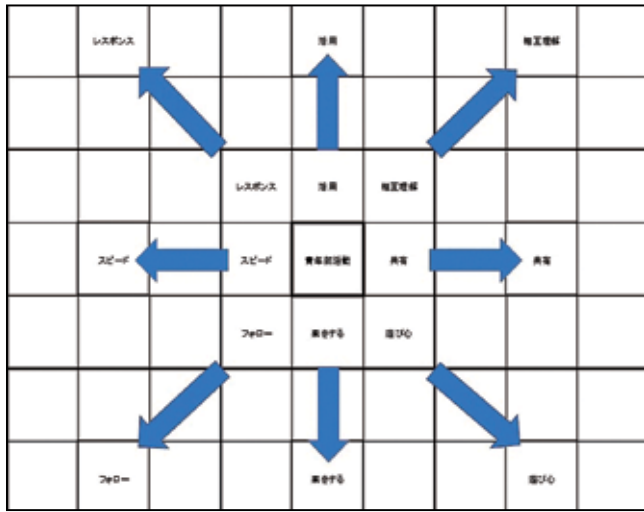
[ 浜田商工会議所 青年部だより - 2月号 - ]

事務局：〒697-0027 鳥根県浜田市殿町124-2 TEL.0855-22-3025 FAX.0855-22-5400 E-mail: yeg@hamada-cci.or.jp

f 浜田YEG



## メインテーマ：青年部活動について



### <マンダラートの活用メリット>

- ①目標が明確になる
- ②目標達成までのプロセスが可視化
- ③煩雑になりがちな思考を整理



## 1月例会について

総務委員会 川上 真衣

令和4年1月19日(水)、浜田商工会議所青年部のメンバー間の懇親会を兼ね、浜田ニューキャッスルホテルにて1月例会を開催する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により残念ながら中止することとなりました。

今回の例会の趣旨は、事業の企画・運営の取り組み方について考え、青年部活動を円滑に進めるために話し合い、これからの青年部活動に役立てる機会とするということです。「マンダラート」という言葉をご存知でしょうか? 目標を中心に、それを達成する要因を書き出すことで、やるべき事が明確になるという目標達成のための手法です。メジャーリーグで活躍中の大谷翔平選手も高校

時代この「マンダラート」を実践していたという事で話題になりました。

この「マンダラート」を使い、青年部の活動を行う上で、どんなことに気をつけ、どんな行動を起こしていけばより良い活動になっていくかを考える。そういう内容で企画していましたが、また別の形で考える機会を作れたらと思っています。この手法は個人でも組織でも使えると思いますので、ぜひ調べてやってみてください。

新年の例会ということで、懇親会も予定しておりました。中止となったのは残念ですが、また今後も活発に活動していきたいと思っておりますので、本年も浜田商工会議所青年部一同よろしくお願いいたします。



## 浜田商工会議所 青年部 会員募集

浜田商工会議所・会員事業所の経営者およびそれに準ずる、「若き地域経済人」で構成される青年団体です。個々の資質向上は元より、自企業の発展を目指し、浜田市の商工業の発展を図ることを目的としています。

■入会資格 「浜田商工会議所 会員事業所」の満49才未満の若手経営者、もしくはそれに準ずる方。

■年会費 36,000円

■問い合わせ

浜田商工会議所 青年部事務局  
〒697-0027 浜田市殿町124-2  
tel. 0855-22-3025 fax. 0855-22-5400  
mail: yeg@hamada-cci.or.jp

浜田YEGホームページ  
<http://www.hamada-cci.or.jp/yeg/>



## 日韓食文化交流会

### 韓国料理のコツ・魅力を再認識



今年も多くの方にご参加いただきました



講師(中央)の指導に熱心に取り組む参加者

令和4年1月16日(日)、浜田市総合福祉センターで日韓食文化交流会を開催しました。この催しは、浜田商工会議所が事務局を担う石央地区日韓親善協会が主催しており、24回目を迎えた今回は15名が参加されました。

講師には、ミョンスクハングル友の会代表の福島明淑氏を招き、食を通してお隣韓国の文化に触れてもらおうと、韓国の家庭料理(タッカルビ・韓国お雑煮トックマンドゥグク・いかのチョクチュジャンあえ)に挑戦しました。

当日は検温・換気やこまめなアルコール消毒を徹底して行い、新型コロナウイルスの感染防止対策を講じたうえで韓国料理の魅力を再認識する機会となり、参加いただいた方からは「普段食べている韓国料理とは違う本場の味が楽しめた」「日本と韓国との食生活の違いが思ったより多いことが分かった」「韓国への旅行もしばらく行けていないので、本場の味を体験できる非常にいい機会となった」と感想を話されていました。

石央地区日韓親善協会では、今後も日韓両国の文化、経済、教育等の交流を通じて両国民の理解と親善を深める活動を継続してまいります。

## お子さまの教育資金を 「国の教育ローン」(日本政策金融公庫)がサポート!

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

【ご融資額】お子さま1人あたり350万円以内

【金利】年1.65% 固定金利

※「母子家庭」、「父子家庭」、「世帯年収200万円(所得132万円)以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得356万円)以内の方」は年1.25%  
(令和3年12月1日現在)

【ご返済期間】15年以内

※「交通遺児家庭」、「母子家庭」、「父子家庭」、「世帯年収200万円(所得132万円)以内の方」または「子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円(所得356万円)以内の方」は18年以内

【お使いみち】入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など

【ご返済方法】毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)

【保証】(公財)教育資金融資保証基金(連帯保証人による保証も可能)

詳しくは、HP(「国の教育ローン」で検索)または教育ローンコールセンター(0570-008656(ナビダイヤル)または(03)5321-8656)までお問い合わせください。

# 浜田税務署からのお知らせ

## ☆ 自宅等からの e-Tax の御案内

申告書の作成は、新型コロナウイルスの感染防止の観点からも自宅でパソコン・スマホから！  
国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」なら、自動で計算しますので、パソコン・スマホからの e-Tax 又は郵送での提出の方が大変便利です！

⇒詳細は国税庁HP（確定申告特集ページ）をご覧ください。

## ☆ 申告会場の開設日程

### 会場設置期間

2月16日（水）～3月15日（火）（土・日等の休日を除く。）

※本年は、感染症対策の一環として、2月1日（火）から相談を受け付けています。

### 受付時間

午前8時30分から午後4時まで

### 相談時間

午前9時から午後5時まで

### 会場場所

浜田税務署 2階

浜田市殿町 1177 番地

- ※1 相談には、入場整理券が必要になります。提出のみの方は、入場整理券は不要です。  
なお、入場整理券の枚数には限りがあり、入場整理券がなくなり次第、受付は締め切ります。  
入場整理券は、LINEアプリによりオンラインで事前発行が可能です。
- ※2 税務署の駐車場は、台数に限りがあります。来場の際には公共交通機関をご利用ください。
- ※3 申告会場では、検温の実施、マスクの着用及びアルコール消毒液の使用等の新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じることとしていますので、御理解と御協力をお願いします。  
なお、発熱等の症状が認められる場合等は、入場をお断りさせていただきます。

## ☆ 納税は、便利・安全・確実な口座振替をご利用ください。

ご利用に当たっては、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を作成し、納期限までに税務署又は金融機関に提出していただく必要があります。

※ 既に口座振替をご利用の場合は、新たに提出していただく必要はありません。ただし、転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに提出していただく必要があります。

### 確定申告テレフォンセンターのご案内

（電話）0855-22-0360（税務署の代表番号と同じです。）

※ 音声ガイダンスに従い【0番】を選択してください。

開設期間：令和4年1月14日（金）から3月15日（火）※原則、土・日・祝日等の休日を除きます。

受付時間：午前8時30分から午後5時まで

受付内容：確定申告に関する一般的なご相談・確定申告書等の発送

～困ったら、「税務職員ふたば」まで！～

申告書の作成でお困りのときは、「税務相談チャットボット」にご相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします。



税務職員ふたば



↑スマホでのご利用は  
こちらから

安心 安全 国がつくった

# 小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

**制度の特長**

- 1 経営者のための退職金制度**

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。
- 2 掛金は全額所得控除**

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。
- 3 受取時も税制メリット**

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

- 契約者貸付けの利用が可能  
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。
- 共済金の受給権は差押禁止  
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください  
共済相談室 TEL.050-5541-7171  
【受付時間】 平日 9:00~17:00

経営者のための退職金制度です!



**チャットポット**なら24時間・365日お問い合わせにお答えします

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。



加入・掛金のご質問はこちらをクリック  
24時間いつでもチャットで質問可能です

小規模企業共済




## ご相談は会議所へ


資金繰り支援

税・社会保険・公共料金

設備投資・販路開拓支援


給付金

経営環境の整備



当所では「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」を設置しています。各種制度の説明や、事業への影響や経営における一般的なこと等ご相談ください。ホームページは右記QRコードからご覧いただけます。

<http://www.hamada-eci.or.jp/>



---

《問い合わせ先》

浜田商工会議所 中小企業相談所

TEL : 0855-22-3025

FAX : 0855-22-5400

## 事業承継相談会 (お知らせ)

無料

日時 令和4年3月15日(火) 10:00 ~ 16:00 場所 浜田商工会議所

相談員 事業承継コーディネーター 村上 弘基 氏、島根県事業承継推進員 佐田 正徳 氏

---

《問い合わせ先》

浜田商工会議所 中小企業相談所

TEL : 0855-22-3025

FAX : 0855-22-5400